

お知らせ

4月になりました。  
新入社員や退職者の社会保険・雇用保険のお手続きは  
お済みでしょうか。  
手続き漏れがないかご確認をお願いいたします。

2020

4月号

vol.76

# NEWS LETTER

4月になりました。今年はコロナウィルス感染拡大の影響で春の行事が軒並み中止となっているため、季節感が伴わず、心なしか桜の色も褪せているように思えます。

最近、夜の会合も激減し、在宅時間が増えたため、NHK オンデマンドで過去の大河ドラマを一気見しているのですが、その中でも出色なのは「篤姫」です。テーマは「家族」なのですが、その軸をぶらす事無く、幕末の激動期を一気に書き上げたシナリオはお見事でした。海外ドラマファンでもある私が一押しする「篤姫」。是非ご覧ください。

岡村 景明

- \* Message From Staff  
～テレワーク～
- \* 現金での納付にお困りの方必見  
～現金納付以外の納付方法のご紹介～



OKAMURA  
TAX ACCOUNTANT OFFICE  
Management & Accounting

ニフイズ

100年先の企業を考える

岡村税理士事務所

兵庫県神戸市灘区永手町5丁目 2-24-202  
TEL : 078-862-3186 / FAX : 078-862-3187  
URL : <http://www.okamura-tax.jp/>



# Message From Staff

## ～テレワーク～



コロナウィルスの蔓延により注目されているテレワーク（在宅勤務）ですが、岡村税理士事務所でも導入を行いました。今回のスタッフページでは導入で見えた、実際働きやすいの？何が必要なの？不便なところは？を副所長の直江と実際にテレワークを行っているスタッフの竹内が働く側の目線から紹介致します。皆様の事業のご参考になれば幸いです。

直江



竹内さんは現在娘さんの学校がお休みのためテレワークで働いていますね。  
今日は tele (離れた所) work (働く)について、実際に体験して感じることを教えてください。

はい！  
テレワークで働くにあたり、チャットワークのビデオ通話機能を初めて使うようになりました。  
事務所の朝礼にもビデオ通話で参加して、その日の所内全体のスケジュールを共有しています。  
画面共有もできますので、お客様への資料説明の際にも活用しています。

直江



コロナの影響で外出に抵抗のあるお客様とのコミュニケーションに、このビデオ通話は大変活用できていますよね。  
あとはPCのリモート機能もテレワークには不可欠ですね。

そうですね。  
自宅からインターネット回線を用いて事務所のサーバーに接続をして仕事を行っています。  
資料を持ち帰ることはしていませんので、このリモート機能がないと仕事になりません。

直江



リモート機能はお客様にもお勧めしたいですよね。  
ではテレワークをして良かったことはどんなことですか？

### リモートアクセス機能の利用イメージ図



事前に登録・設定を行っておくことで、インターネット環境があれば外出先からでも自宅からでもアクセス可能

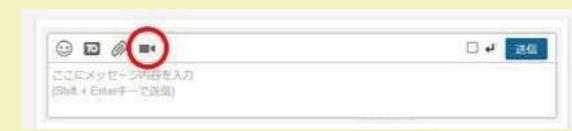
### ビデオ通話機能利用方法



チャットワーク（無料）をインストール・登録



このカメラマークをクリックする



テレビ電話やパソコン画面の共有が可能  
※画面共有 →自分のパソコンの画面を相手の画面に表示すること等



通勤電車に乗らないためコロナの感染リスクも避けられますし、通勤時間がないため普段より家事に時間を使っています。



娘さんも不安定な状況の中、お母さんがいると心強いですね。  
では反対にテレワークで困ったことはどんなことですか？



必要な資料が確認できない時は業務が中断してしまいますね。  
事務所の進捗状況も見えづらいため、皆が忙しくしていたらと思うと、あまり手を止めさせたくないと思ってしまいます。



それは事務所にいるスタッフ側では気づけなかったですね。  
テレワークで働くスタッフが孤独を感じないようにしていきたいですね。  
先は見えないですが、早く今までのように一緒に働く日が戻ってきてほしいですね。



そうですね。その日までテレワークで頑張っていきます！

### お問い合わせ

少しでもご興味がございましたら、担当者までお気軽にお問い合わせください

岡村税理士事務所 電話番号：078-862-3186

# 現金での納付にお困りの方必見

～現金納付以外の納付方法のご紹介～

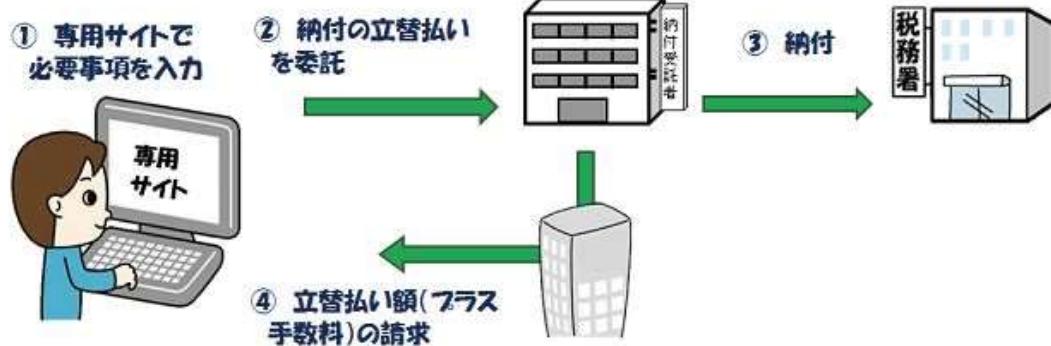
## QRコードでのお支払い（対象：法人・個人事業）

- ① 自宅等で作成・出力した「QRコード」(PDFファイル)をコンビニ店舗に持参
- ② いわゆるキオスク端末(「ロッピ」や「Famiポート」)に読み取らせることによりバーコード(納付書)が出力
- ③ バーコード(納付書)によりレジで納付受託者に納付を委託する方法です。



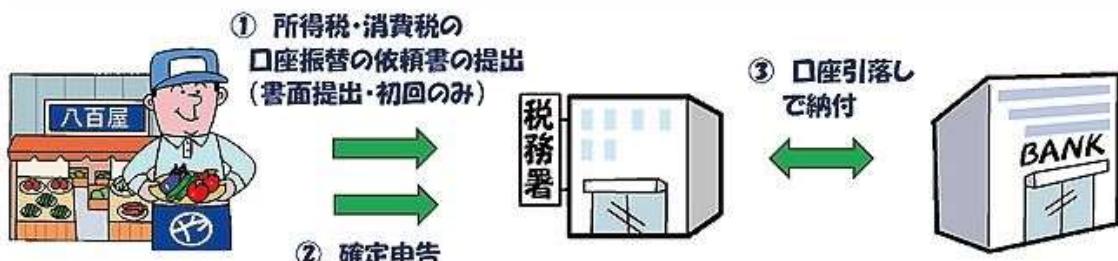
## クレジットカードでのお支払い（対象：法人・個人事業）

インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、納付受託者が運営する専用サイトから納付受託者に納付(立替払い)を委託する方法です。



## 口座振替でのお支払い（対象：個人事業）

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。



岡村税理士事務所／株式会社ミライズ



JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩 1 分